

学校法人名古屋学院大学内部統制システム整備の基本方針

学校法人名古屋学院大学（以下、「本法人」という。）は、2025年3月11日開催の理事会において、理事の職務執行が法令・寄附行為に適合すること及び業務の適正を確保するための体制の整備に関し、本法人の基本方針を以下のとおり決定した。

1. 経営に関する管理体制

- (1) 理事会は定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令・寄附行為に従い、必要な事項については評議員会の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議・決定するとともに、理事の職務執行を監督する。
- (2) 寄附行為及び本法人の定める諸規程に基づき、理事会、常任理事会及び評議員会の役割、権限及び体制を明確にし、適切な運営を行う。
- (3) 寄附行為並びに理事会及び常任理事会の決定に基づき、業務を執行する理事の担当業務を明確化し、事業運営の適切かつ迅速な推進を図る。
- (4) 職務分掌・決裁権限を明確にし、理事、教職員の職務執行の適正性を確保するとともに、機動的な業務執行と有効性・効率性を高める。
- (5) 理事会、常任理事会、評議員会等の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、寄附行為、「文書取扱規程」等に基づき、適切に作成、保存及び管理する。
- (6) 監査室を設置し、業務の適正及び効率性を確保するため、各部の職務執行状況等を定期的に監査する。

2. リスク管理に関する体制

- (1) リスク管理に関し、「危機管理規則」を整備し、リスクの管理体制及び対応等を明確にする。
- (2) 「個人情報保護に関する方針」及び諸規程に基づき、個人情報の保護と適切な管理を行う。
- (3) 事業活動に関するリスクについては、法令や本法人の規程等に基づき、当該組織が自律的に管理することを基本とする。
- (4) リスクの統括管理については、危機管理室及び総務課が行うとともに、重要リスクが漏れなく適切に管理されているかを適宜確認し、その結果について必要があれば理事会及び常任理事会に報告する。
- (5) 本法人の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要リスクについては、理事会で審議し、必要に応じて対策等の必要な事項を決定する。
- (6) 大規模な災害等の緊急時に備え、「大規模地震対応消防計画」等により必要な体制及び活動を定めるとともに、継続的な教育と定期的な訓練を実施する。
- (7) 研究活動について、内部牽制機能による研究費の適正経理、研究不正の防止及び知的財

産の保護を確保するため、規程等を定めるとともに、必要な措置を講じる。

(8) 理事会は、必要に応じ、リスク管理体制等の見直しを行う。

3. コンプライアンスに関する管理体制

(1) 理事及び教職員が法令並びに寄附行為及び本法人の定める諸規程を遵守し、確固たる倫理観をもって業務を行う組織風土を高めるため、「コンプライアンス規程」を定める。

(2) 理事及び教職員のコンプライアンス意識の醸成と定着を推進するため、教育及び啓発活動を実施、周知徹底を図る。

(3) 「公益通報に関する規程」に基づき、通報窓口を設置し、不正の未然防止を図るとともに、通報があった場合は速やかに調査と是正を行う。通報したことにより不利益な取扱いを行わない。

(4) 監査室は、教職員の職務執行状況について、コンプライアンスの観点から監査し、その結果を理事会に報告する。理事等は、当該監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。

(5) 法令・寄附行為に反する事案が発見された場合は、理事会・常任理事会において状況把握をするとともに、必要な場合は弁護士等の協力を得ながら適正に対応する。

4. 監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）

(1) 監事は、「監事の監査規則」に基づき、公平不偏の立場で監事監査を行う。

(2) 監事は、理事会、評議員会等の重要会議への出席並びに重要書類の閲覧等を通して、理事等の職務執行についての適法性、妥当性に関する監査を行う。

(3) 監事は、理事会が決定する内部統制システム整備について、その決議及び決定内容の適正性について監査を行う。

(4) 監事は、重要な書類及び情報について、その整備・保存・管理及び開示状況など、情報保存管理体制及び情報開示体制の監査を行う。

(5) 監事が職務の補助を求めた場合、原則、監査室の職員を補助職員とし、監査に関する事務を補助する。

(6) 補助職員は、監事の指揮命令下で監事の職務を補助し、監事以外からの指揮命令を受けないものとし、当該補助職員の異動については、監事の意見を参考にする。

(7) 理事又は教職員は、本法人に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、寄附行為その他の規程等に違反する行為等を発見したときは、直ちに理事長、常任理事（業務担当理事）及び監事に報告する。

(8) 理事及び教職員は、職務執行状況等について、監事が報告を求めた場合、これに応じる。

(9) 理事又は教職員は、不正の目的なく監事に報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを受けないものとする。

(10) 理事長は、定期的に監事と会合を持つなどにより、事業の遂行と活動の健全な発展に向けて意見交換を図り、相互認識を深める。

(11) 監事はその職務の執行について生ずる費用の前払い若しくは支出した費用の償還又は負担した債務の弁済の請求をした場合には、本法人は、当該監事の職務の執行に必要な

であると認められる場合は、これに応じる。

5. 本方針の改廃

本方針に見直しの必要性が生じた場合は、理事会の決議により改正する。

(2025年3月11日 理事会決定)